

熊本県公報

第 1 1 6 9 0 号
平成 20 年 5 月 7 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護)..... (高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護)..... (") 1
- 指定居宅介護支援事業所の指定..... (") 1
- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護)..... (") 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護)..... (") 2
- 道路の区域変更..... (道路保全課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定..... (森林保全課) 2

公 告

- 平成 20 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 NOC 監視運営保守業務委託に係る一般競争入札の落札者..... (情報企画課) 3
- 土地改良区役員の退任及び就任..... (農村計画・技術管理課) 3
- 肥料登録有効期間更新..... (農業技術課) 4
- 平成 20 年度毒物劇物取扱者試験の実施..... (業務衛生課) 4
- 提案公募方式での業務委託受託者選定..... (労働雇用総室) 6

登 載 依 頼

- たも網及びすくい網によるガザミの採捕禁止..... (天草不知火海区漁業調整委員会) 7

告 示

熊本県告示第 457 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 20 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション スマイル 人吉市鬼木町 936 番地 2	株式会社ケアマネジメント研究所	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 458 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 20 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション スマイル 人吉市鬼木町 936 番地 2	株式会社ケアマネジメント研究所	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 459 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成 20 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアサービスみのり居宅介護支援事業所 荒尾市本井手 57 番地	合同会社ケアサービスみのり	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 460 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアサービスみのり訪問介護事業所 荒尾市本井手 57 番地	合同会社ケアサービスみのり	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 461 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアサービスみのり訪問介護事業所 荒尾市本井手 57 番地	合同会社ケアサービスみのり	平成 20 年 5 月 1 日

熊本県告示第 462 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 5 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219 号	八代市坂本町川嶽 48 番 1 地先から 同所 1125 番 4 地先まで	前	6.2 ～ 6.2	43.6	廃道
				12.4 ～ 14.2		
			後	12.4 ～ 14.2	44.6	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 5 月 7 日

熊本県告示第 463 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第335号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成20年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成20年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県地域振興部情報企画課電子県庁管理班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成20年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本市桜町3番1号
- 5 落札金額
112,980,000円（うち消費税及び地方消費税の額 5,380,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成20年2月13日

熊本県公告第336号

宇城市に事務所を置く豊野町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成20年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	阿曾田 清	宇城市三角町波多 2369 番地
理事	前田 雄司	宇城市豊野町上郷 2393 番地
理事	西山 榮一	宇城市豊野町上郷 395 番地
理事	北岡 昭夫	宇城市豊野町中間 189 番地
理事	稲葉 幹穂	宇城市豊野町下郷 35 番地
理事	杉本 誠	宇城市豊野町糸石 1850 番地の 1
理事	里方 弘毅	宇城市豊野町糸石 1628 番地
理事	岡 昭範	宇城市豊野町巢林 407 番地
理事	小田 信明	宇城市豊野町巢林 931 番地の 2
理事	本田 久	宇城市豊野町山崎 328 番地
理事	村井 信之	宇城市豊野町山崎 1316 番地
理事	石内 清一	宇城市豊野町安見 706 番地
監事	大谷 正明	宇城市豊野町下郷 3175 番地
監事	坂田 辰秋	宇城市豊野町糸石 3485 番地の 1

就任		
理事	阿曾田 清	宇城市三角町波多 2369 番地
理事	前田 雄司	宇城市豊野町上郷 2393 番地
理事	西山 榮一	宇城市豊野町上郷 395 番地
理事	北岡 昭夫	宇城市豊野町中間 189 番地
理事	高野 博	宇城市豊野町下郷 1386 番地
理事	杉本 誠	宇城市豊野町糸石 1850 番地の 1
理事	里方 弘毅	宇城市豊野町糸石 1628 番地
理事	森下 繁光	宇城市豊野町巢林 617 番地の 5
理事	小田 信明	宇城市豊野町巢林 931 番地の 2
理事	本田 久	宇城市豊野町山崎 328 番地
理事	村井 信之	宇城市豊野町山崎 1316 番地
理事	岩崎 弘範	宇城市豊野町安見 4422 番地
理事	古田 博宣	宇城市豊野町安見 2566 番地
監事	大谷 正明	宇城市豊野町下郷 3175 番地
監事	坂田 辰秋	宇城市豊野町糸石 3485 番地の 1
監事	石内 清一	宇城市豊野町安見 706 番地

熊本県公告第 337 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 20 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第 1402 号	魚廃物加工肥料	調整魚粉	窒素全量 ：4.5 りん酸全量 ：5.0 加里全量 ：2.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	株式会社三成 熊本県熊本市川口町 1917 番地	平成 20 年 4 月 22 日

熊本県公告第 338 号

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 試験の日時及び場所
 - 日時 平成 20 年 8 月 5 日（火）午前 10 時から正午まで
なお、台風等の影響で試験を実施できない場合は、平成 20 年 8 月 19 日（火）に延期する。
 - 場所 熊本県立熊本農業高等学校 熊本市元三町五丁目 1 番 1 号
- 試験の種類
試験は、次の種類に分けて実施し、そのうち 1 種類を選択するものとする。
 - 一般毒物劇物取扱者試験（以下「一般」という。）
 - 農業用品目毒物劇物取扱者試験（以下「農業用」という。）
 - 特定品目毒物劇物取扱者試験（以下「特定」という。）
- 受験資格
特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。
 - 年齢 18 歳に満たない者
 - 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

4 試験の方法及び範囲

(1) 試験の方法

試験は、試験の種類ごとに筆記試験及び実地試験を筆記により行う。

(2) 試験の範囲

次表のとおりとする。

	筆 記 試 験	実 地 試 験
一 般	毒物及び劇物に関する法規	毒物及び劇物の識別並びに取扱方法
	基礎化学	
	毒物及び劇物の性質並びに貯蔵その他取扱方法	
農 業 用	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の識別並びに取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の性質並びに貯蔵その他取扱方法	
特 定	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第2に掲げる劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第2に掲げる劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	

(注) 省令とは、「毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）」の略。

5 受験手続等

(1) 受験願書の請求

受験願書は、熊本県健康福祉部薬務衛生課及び県下の各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））で配布する。なお、郵便により受験願書を請求する場合は、120円分の郵便切手を同封のうえ請求すること。

(2) 受験願書受付期間

平成20年6月2日（月）から平成20年6月13日（金）（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、郵送による場合は、平成20年6月2日（月）から平成20年6月13日（金）までの間の消印があるものを有効とする。

(3) 受験願書提出先

原則として、居住地を管轄する地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課）とし、熊本市及び県外居住者にあつては、熊本県健康福祉部薬務衛生課とする。

(4) 受験手続

受験願書の提出に当たっては、次のことに注意すること。

ア 受験願書に、本籍（都道府県名のみ）、氏名、生年月日等を、かい書ではっきりと記入すること。

イ 受験願書に、写真1葉を貼付すること。この写真は、提出前6箇月以内に撮影したもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルの上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記すること。

ウ 受験手数料として、10,700円分の熊本県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼付すること。

6 受験票

受験票は、受験願書受付後、受験者へ送付する。

7 合格発表等

(1) 合格発表

平成20年8月22日（金）午前9時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び県下の各地域振興局保健福祉環境部（保健所（熊本市の保健所を除く。））に合格者一覧表を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

合格者には、本人あて合格通知書を郵送する。電話による可否の問い合わせには一切応じないものとする。

(2) 合格証の交付

平成20年8月22日（金）から平成20年9月5日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間に、受験願書を提出した機関において交付するものとする。

8 問い合わせ先

熊本県健康福祉部薬務衛生課

郵便番号 862-8570

熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-383-1111 (内線 7164)

※ 昨年度から、九州各県では、試験日並びに試験問題を統一して試験を実施しております。

熊本県公告第 339 号

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 業務概要

(1) 業務名

平成 20 年度子育て女性のための再就職支援プログラム

(2) 業務内容

ア くまもと県民交流館しごと相談・支援センター（以下「センター」という。）内における再就職を希望する子育て女性への就職支援を目的とした個別キャリアコンサルティングの実施

参加者 1 人につき 3 時間程度（1 回当たり 1 時間程度）

イ 再就職準備セミナーの運営

再就職準備セミナーⅠ（1 日間 オリエンテーション、コンサルティング準備等）

再就職準備セミナーⅡ（3 日間 就職活動対策等）

ウ アンケートの実施及び取りまとめ

エ 就職状況等に関する追跡調査の実施

オ その他、上記業務の実施のために必要な業務

1 回の参加者募集につき、定員は 20 名とする。本年度、募集は 2 回行う。

なお、詳細については、別途配布する「子育て女性のための再就職支援プログラム事業業務委託に係る企画提案募集要項（以下「募集要項」という。）」及び「子育て女性のための再就職支援プログラム事業業務委託仕様書」による。

(3) 委託期間

契約の日から平成 21 年 3 月 30 日（月）まで

2 企画コンペ参加希望者の要件

企画コンペに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1) 団体の要件

ア 法人格の有無は問わないが、団体としての活動歴が 1 年以上あること

イ その活動の内容を報告書として示せること

ウ 業務についての守秘義務を遵守できること

エ 次のいずれの事項にも該当しないこと

(ア) 宗教や政治活動を主たる目的とした団体

(イ) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体

(ウ) 暴力団、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体

オ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること

(2) 人員に関する要件

キャリアコンサルティング等を行う者（以下「コンサルタント」という。）が、3 名以上在籍すること。コンサルタントは次のアとイの要件を満たすこと。

ア コンサルタントは、厚生労働省キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）対象となるキャリア・コンサルタント能力評価試験等に合格した者であること。

イ センター及びその他公的機関若しくはそれに類する機関において、キャリアコンサルティングの経験が年間 30 ケース（人）以上あること。

3 企画コンペ参加要領等の配布について

(1) 配布期間

平成 20 年 5 月 7 日（水）から 5 月 16 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 配布場所

熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 9 階

くまもと県民交流館しごと相談・支援センター

(096-355-4309)

4 受託者の選定方法

応募書類とプレゼンテーションにより選定する。

5 応募書類の提出

平成 20 年 5 月 23 日（金）午後 5 時までに所定の様式により応募書類をセンターに提出するものとする。詳細については、別途配布する「募集要項」による。

6 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

平成 20 年 5 月 28 日（水）午後 1 時 30 分から午後 5 時までの間の 30 分間程度（応募者数によって変更の可能性あり）

(2) 場所

熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 9 階

くまもと県民交流館パレオ 会議室 3

7 問い合わせ先

熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 9 階
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター
(096-355-4309)

登載依頼

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 132 号

ガザミ資源保護のため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 20 年 5 月 7 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝

- 1 指示の内容
天草有明海の共同漁業権漁場内においては 6 月 1 日から 6 月 15 日までの間、不知火海の熊本県海域においては 6 月 1 日から 6 月 30 日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成 20 年 5 月 7 日から平成 21 年 5 月 6 日までとする。

